

## 神奈川県行政書士会緑支部相談員資格取扱い内規

当支部管内における行政機関内相談窓口（緑・青葉・都筑・総務省主催行政相談等）に派遣する相談員は、下記の要件を備えている神奈川県行政書士会緑支部所属の個人会員の中から、原則として公募によって募集し、支部長の総合的な判断により決定し、委嘱されるものとする。

1. 行政書士登録をしてから1年以上経過しており、行政書士業務に全般的に精通している者。  
ただし、一部の分野だけに専門的に精通している者は不適格とする。
2. 本会会費および支部会費を滞納していない者、電子メールにて随時連絡の取れる者。
3. 電子メールにて随時連絡が取れる者。
4. 本会及び支部の主催する相談会、研修会に積極的に参加し、知識の向上に努めている者。
5. 行政書士に関する法令、規則に違反し、処分を受けたことのある者については処分後2年間経過している者。
6. 相談員補として1年間、本相談に同席する等の方法により相談員から指導を受けた者。

なお、既に委嘱している相談員であっても、下記に該当する者は支部長の判断により、相談員の委嘱を解かれることがある。

1. 行政機関または支部長の指示に従わなかったり、相談者とトラブルを起こした者。
2. 遅刻、無断欠勤等相談員として対外的信用を失墜させた者。
3. 年2回実施する相談員研修会に連続して欠席した者。
4. その他支部会員として品位を欠く行為、又は相応しくない行為があった者。

令和2年12月15日改定